

産業競争力強化法施行令（抄）

第一条～第十九条（略）

（認定技術等情報漏えい防止措置認証機関の認定の有効期間）

第二十条 法第六十九条第一項の政令で定める期間は、三年とする。

第二十一条～第三十一条（略）